

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 36 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

個人情報保護法改正（強制報告制度）

個人情報保護法（Privacy Act 1988 (Cth)）が改正され、2018 年 2 月 22 日から個人情報漏洩事故の強制報告制度の適用が開始されます。新法の強制報告制度の適用対象となる主体は、政府機関のほか、年間の売上高が 300 万豪ドルを超える民間企業、信用情報を取り扱う企業などとなっており、多くの日系企業もこれに該当することになります。この強制報告制度では、個人情報に対する不正アクセス、不正開示、紛失等があり、その結果その個人に重大な害が及ぶと考えられる場合、オーストラリア情報委員会と影響を受ける個人に対して、実務上可能な限り速やかに報告・通知をする必要があります。

強制報告制度に違反した場合は、罰金が科せられる可能性があります。個人情報保護法上、会社が強制報告制度に違反した場合は、会社のみならず罰金が科されることが予定されていますが、取締役の注意義務違反があれば取締役個人の責任も追及される可能性がありますので、取締役としては個人責任を回避するための措置を講じるとともに、既存の D&O 保険でこのような場合の責任がカバーされるかどうかを事前に確認しておくことが重要と言えます。また、かかる違反に基づく責任は、法定の罰金にとどまらず、被害を受けた個人に対する個別の民事賠償責任が発生する可能性もあります。本稿では、新法の概要と、とりわけ会社社員の立場から見た実務対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

農業用地に係る外国投資規制の強化

2018年2月1日付の財務大臣（Treasurer）の発表によれば、外国人による農業用地の取得に対する外国投資規制が強化される予定です。現行の外国投資規制上、外国人が一定の金額基準を満たす農業用地を取得する場合には、外資審議委員会（FIRB）の許可が必要です。今後は豪州人による農業用地の取得機会を確保するため、原則として不動産売却サイトなどで豪州人を含む公衆に対して最低でも30日間の売却活動を行ったことがFIRBの許可を得るための条件となる予定です。また、2017年7月に導入されたオーストラリア事業の資産や証券の一括取得を可能とする免除証明制度は、農業分野に関しては使用できなくなる予定です。新制度の概要と実務上の影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

新築住居の取引についての新たな源泉徴収制度

2018年7月1日から、新築住居に関する取引について、買主側で契約価格の11分の1又は7%の商品サービス税（GST）を源泉徴収してオーストラリア国税庁（ATO）に納税する新たな源泉徴収制度が導入される予定です。売主にはGSTの源泉徴収の要否を買主に対して書面で通知する義務が課される予定です。まだ具体的な立法の内容は固まっていない段階ですが、現時点で予定されている新制度の概要とこれに対する実務対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

メガバンクの信用報告制度

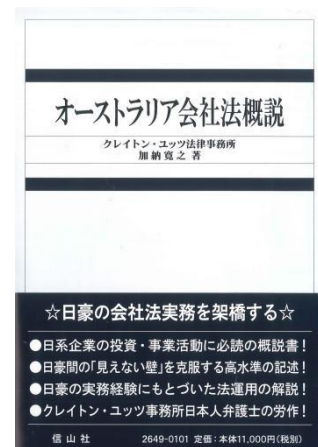
政府は、2018年2月8日から23日にかけて、信用報告制度に関する改正案を公表し、パブリックコメントに付しています。現行法のもとでは、レンダーが顧客の信用情報を開示することは任意ですが、特にメガバンク以外のレンダーへの情報提供の充実のため、メガバンクに対して顧客の信用情報（顧客に有利な情報を含む）を信用情報機関（credit reporting bodies）に開示することを義務化することが提案されています。本改正の影響と対策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

海外ファンドへの課税に関する裁判例

資源産業に投資する米系の海外エクイティファンドが、西オーストラ

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

リア州の探鉱会社である Talison Lithiu の持分を調整スキーム (Scheme of Arrangement) の手続により売却したことに関連して、オーストラリア国税庁 (ATO) がその売却益に課税する更正処分 (special assessment) を行った事案について、連邦裁判所は、租税条約が適用されるという納税者の主張を認め、また、不動産等 (TARP) の割合が 50%未満であるため豪州でのキャピタルゲイン課税の要件を欠くことなどの点を認めて、豪州における課税を否定しました。この裁判の概要と実務上の対応を解説します。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

コーポレートガバナンスに関する ASIC の報告書

ASIC は、2018 年 1 月 29 日、定時株主総会などコーポレートガバナンスについての近時の動向を分析したレポートを公表しました。レポートでは、株主総会におけるオンライン投票、経営者の報酬、議決権行使助言会社 (proxy advisers) の役割、ESG (環境・社会・ガバナンス) などのトピックを検討しています。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

消費者法の海外事業者への適用に関する裁判例

米国のコンピューターゲーム会社が豪州を含む世界各国においてオンラインゲームを配信したのに対して、オーストラリア自由競争・消費者委員会 (ACCC) が、同社の利用規約 (Subscriber Agreement) や返金に関するポリシーにおいて消費者保証に関して誤解を招く記載があったとして連邦裁判所に訴えを提起した事案において、2017 年 12 月 22 日、連邦裁判所は、同社に消費者法違反があったとして 300 万豪ドルの罰金を科すことを認めました。今回は、この裁判例を分析し、実務上のポイントについて解説します。

原文 (英語) への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2017 年の法改正の動向 (2017 年 12 月)

加納弁護士が「2017 年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の 6 つ重要分野のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は Doing Business in Australia）」と題する小冊子を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」 Vol. 39 - 2017 年 9 月・10 月号）

一般社団法人不動産証券化協会の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの[リンク](#)（ARES のウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



ロークラーク 中島真嗣
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：honoda@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：ttakahashi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com